

6.全国犯罪被害者の会(あすの会)会務報告 平成23年1月～平成25年1月

代表幹事代行 松村 恒夫

平成23年1月から林代表の下、活動して参りました2年間の当会活動を報告いたします。

平成18年に犯罪被害者等基本法が成立し、その5年後見直しとして第2次基本計画が平成23年3月に閣議決定されました。

その基本計画の見直しの中の項目でもありました被害者参加制度で、被害者が裁判に参加する場合、旅費と日当が支給される方向で検討され、ほぼそうなることが決まりましたことをご報告いたします。

次に、平成23年の第11回大会で決議されましたその第1決議の新しい経済補償制度の創設についてご報告いたします。第2次基本計画で、内閣府犯罪被害者等施策推進会議の下に、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」が設けられることになり、私、松村が専門委員として参加して参りました。これまで10回の検討会が開かれました。検討会は、犯罪被害者のヒヤリングを含む内外の実情調査が実施・報告され、現在はあすの会が顧問弁護団の先生方の協力を得て作成しました「新しい経済補償制度要綱(案)」についての質疑が行われております。

あすの会の要綱で主張している主な点は以下の4項目です。

- ①現行の犯罪被害者給付制度は、一時金制度であり、それだけでなく犯罪被害のため、事件前の生活レベルが回復できていない被害者の生活を保障するために事件前との収入の差額を埋める年金制度を創設してほしい。
- ②医療関連費を被害者がいったん立て替えなくても済む、現物支給にしてほしい。
- ③将来の被害者を救済することも大事であるが、その前に、現在でも過去の犯罪被害のため困っている被害者に対して、医療関係費や年金を補償してほしい。
- ④殺人事件等の被害者は何らかの加害者との人間関係があり、その人間関係のために支給額に差を付けるのは不公平であるので、一切差を付けないことにする。

以上の4点について、検討会で検討はしましたが、財源とか変な公平性の原則の問題で何も前進がなかったということは絶対に避けなくてはならないと思っています。今後、弁護団の先生方、会員の皆様、支

援してくださっている方々と相談させていただきながら、実現を図りたいと考えております。

その他、3年後見直しとして、少年法、被害者参加制度についても取り組んで参りました。少年法に関しましては、2012年3月に法務省へ意見書を提出しました。その主要な点は、

- ①審判傍聴の対象者の範囲の拡大
- ②重大事件の事実認定に対する検察官の原則関与
- ③審判における被害者から少年に対する質問
- ④社会記録の閲覧
- ⑤被害者国選弁護士制度の実現

以上です。

被害者参加制度ですが、この制度はあすの会が命がけて作った制度です。最近では、多くの被害者が以前から参加制度が存在したかのように、裁判に参加するのが当たり前になってきました。検察官との十分なコミュニケーションがとれるようになったり、在廷したため、被告人と同じ目線で向き合えたというメリットが確認されており、嬉しい限りですが、まだまだ改善してほしい点が複数あります。その1つは、公判前整理手続きに被害者、被害者参加弁護士が参加できるようにしてほしい。刑事裁判では、公判前整理手続きで実質的に裁判の勝負がついており、検察官から公判前整理手続きの様子を聞き、打ち合わせもしますが、被害者が全く関与せず、裁判官、検察官、被告側の弁護人の三者が全て決め、勝手に裁判が進んでしまうような怖さを感じております。また、尋問の範囲ですが、情状に関するだけでなく事実に関しても尋問出来る様にしてほしいのです。検察官より事情を知っている被害者が質問するのが効果的な場合がありますから。

その他、犯人探しの情報提供依頼のピラ蒔き、各種講演会、シンポジウム、受刑施設等での講演等の啓蒙活動、法律相談等の活動を行って参りました。

《今後の活動方針》

今後の運動は、これから上程される決議案の実現に努めるほか、従来行って参りました活動の継続に努めます。